第Ⅲ部

防衛目標を実現するための３つのアプローチ

第1章 わが国自身の防衛体制

第1節 わが国の防衛力の抜本的強化と国全体の防衛体制の強化

1 わが国の防衛力の抜本的強化

国民の命と平和な暮らし、そして、わが国の領土・領海・領空を断固として守り抜く。これはわが国政府の最も重大な責務であり、安全保障の根幹である。

脅威は能力と意思の組み合わせで顕在化するところ、意思を外部から正確に把握することには困難が伴う。また、国家の意思決定過程が不透明であれば、脅威が顕在化する素地が常に存在する。侵略という意思を持った高い軍事力を持つ国から自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要であり、相手の能力に着目した自らの能力、すなわち防衛力を構築し、相手に侵略する意思を抱かせないようにする必要がある。

戦い方も、従来のそれとは様相が大きく変化してきている。これまでの航空侵攻・海上侵攻・着上陸侵攻といった伝統的なものに加えて、精密打撃能力が向上した弾道・巡航ミサイルによる大規模なミサイル攻撃、偽旗（にせはた）作戦[1]をはじめとする情報戦を含むハイブリッド戦の展開、宇宙・サイバー・電磁波の領域や無人アセットを用いた非対称的な攻撃、核保有国が公然と行う核兵器による威嚇ともとれる言動などを組み合わせた新しい戦い方が顕在化している。

戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、その厳しい現実に正面から向き合って、相手の能力と新しい戦い方に着目した防衛力の抜本的強化を行う必要がある。

わが国の防衛の根幹である防衛力は、わが国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、わが国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合には、これを阻止・排除し、わが国を守り抜くという意思と能力を表すものである。

国家防衛戦略は、こうした認識のもと、3つの防衛目標と、それらを達成するための3つのアプローチを図表Ⅲ-1-1-1のとおり示している。

参照 図表Ⅲ-1-1-1（3つの防衛目標と、それを実現するための3つのアプローチ（イメージ））、Ⅱ部2章2節（国家防衛戦略の概要）

第Ⅲ部においては、これら3つのアプローチに基づいて章を分け、防衛省・自衛隊の取組を記述する。

第1章は、「わが国自身の防衛体制」の強化として、そのうち、防衛力の抜本的強化については、第2節以降で記述する。また、国全体の防衛体制の強化については、主に本節（次項）で記述する。

第2章は、「日米同盟」の抑止力と対処力の強化として、わが国の安全保障政策の基軸である米国との日米同盟にかかわる取組を記述する。

第3章は、「同志国などとの連携」の強化として、多角的・多層的な安全保障協力の戦略的な推進のために行っている取組や、海洋安全保障の確保、国際平和協力活動、軍備管理・軍縮および不拡散への取組など、国際社会全体の平和と安定、繁栄の確保のための取組を記述する。

1 相手を非難したり自国の正当性を高めたりする目的で、自身が政治的・軍事的攻撃を受けているように演出する作戦。

図表Ⅲ-1-1-1　3つの防衛目標と、それを実現するための3つのアプローチ（イメージ）

2　国全体の防衛体制の強化

わが国を守るためには自衛隊が強くなければならないが、わが国全体で連携しなければ、わが国を守ることはできない。そのため、防衛力を抜本的に強化することに加えて、わが国が持てる力である、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を統合して、あらゆる政策手段を体系的に組み合わせて国全体の防衛体制を構築していくこととしている。その際、政府一体となった取組を強化していくため、政府内の縦割りを打破していくことが不可欠である。

この一環として、政府は、防衛力の抜本的強化を補完し、それと不可分一体のものとして、総合的な防衛体制の強化を進めており、①研究開発、②公共インフラ整備、③サイバー安全保障、④わが国と同志国の抑止力の向上などのための国際協力の4つの分野における取組を、関係省庁の枠組みのもとで推進している。

参照　Ⅱ部3章2節6項「解説」（安全保障に関連する経費）

1　研究開発

最先端の科学技術は加速度的に進展し、民生用と安全保障用の技術の区分は極めて困難となっている。世界では、民生用途でのイノベーションと防衛用途でのイノベーションが、相互に影響し合うなかで技術が発展してきており、わが国においても政府、民間のそれぞれで活発に進められている研究開発の成果を防衛目的にも活用することは非常に重要である。

このような認識から、政府横断的な仕組みのもと、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させることにより、総合的な防衛体制の強化に資する科学技術の研究開発を推進することとなった。関係省庁の民生利用目的の研究のなかで、総合的な防衛体制の強化にも資するものとして、当面推進していくものを整理した重要技術課題を踏まえ、2023年12月、2024年度に実施するマッチング事業が認定された。

認定された事業については、関係省庁の取組のなかで

当該事業を実施しつつ、研究成果などについて防衛省とコミュニケーションを行い、それを通じて、防衛省の研究開発に結びつく可能性が高いものを効率的に発掘・育成していくこととしている。

参照　図表Ⅲ-1-1-2（2024年度に実施するマッチング事業の概要）

図表Ⅲ-1-1-2　2024年度に実施するマッチング事業の概要

重要技術課題	マッチング事業の概要
エネルギー	・太陽光発電エネルギーの送電技術に関する研究開発 ・高性能な蓄電技術に関する研究開発 ・高出力レーザー技術に関する研究開発 など
センシング	・測時、測位の高精度化技術に関する研究開発 ・環境の電磁波測定技術に関する研究開発 ・超高感度センシング技術に関する研究開発 ・複数センサ情報の融合技術に関する研究開発 など
コンピューティング	・量子コンピュータに関する研究開発 ・高速エッジシステムを用いた研究開発 ・光電融合技術を用いた研究開発 など
情報処理	・膨大なデータの予測・抽出技術の研究開発 ・AIを用いた状況認識支援に関する研究開発 ・センサデータの効果的な可視化技術に関する研究開発 など
情報通信	・高速大容量・低遅延通信技術に関する研究開発 ・高速光通信デバイスに関する研究開発 ・量子技術によるセキュア通信技術に関する研究開発 など
情報セキュリティ	・サイバー攻撃の観測技術の高度化に関する研究開発 ・サイバー空間のセキュリティ技術に関する研究開発 ・秘匿計算を用いたセキュリティ技術に関する研究開発 など
マテリアル	・AIを用いた材料に関する研究開発 ・自己修復する機能材料に関する研究開発 ・耐熱材などの高度加工技術に関する研究開発 など
無人化・自律化	・無人機の環境認識技術に関する研究開発 ・ブレイン・マシン・インターフェースに関する研究開発 ・無人機の群制御技術に関する研究開発 など
機械（構造、設計、推進など）	・過酷環境における安全性・信頼性に関する研究開発 ・数値解析を用いた設計・製造プロセスに関する研究開発 ・次世代の飛行技術に関する研究開発 など

2　公共インフラ整備

安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、平素において必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、関係省庁とインフラ管理者の間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けており、当該枠組みが設けられた空港・港湾を「特定利用空港・港湾」としている。「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備または既存事業の促進を図ることとしている。

参照　図表Ⅲ-1-1-3（特定利用空港・港湾（2024年4月1日現在））

図表Ⅲ-1-1-3　特定利用空港・港湾（2024年4月1日現在）

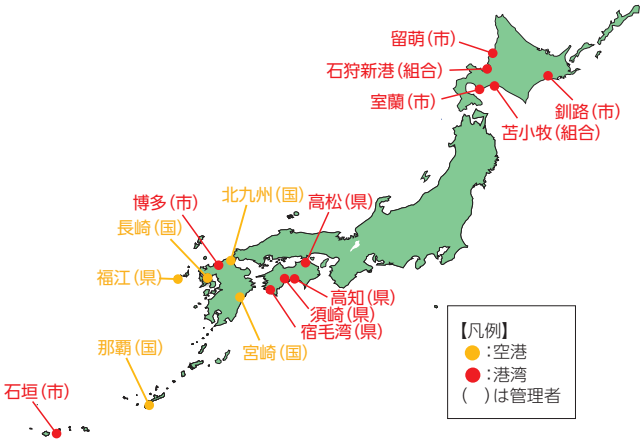

3　サイバー安全保障

政府は、国家安全保障戦略を踏まえ、武力攻撃に至らないものの安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合に能動的サイバー防御を導入することなど、政府全体としてサイバー安全保障分野における対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる方針である。

2024年度においては、特に、政府機関などの情報システムのサイバーセキュリティ確保についての施策を中心に事業を計画している。このほか、サイバー安全保障関連予算の一定の増強を図るとともに、複数の幹部職員の新たな配置と指揮命令系統の強化により、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の抜本的強化を図る。また、能動的サイバー防御の実施に関する事業については、関連する法整備に向けた検討の進展状況を踏まえつつ、実施すべき事業について引き続き精査を行うこととしている。

National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity

参照　図表Ⅲ-1-1-4（政府関係機関などのセキュリティ強化）、4節5項（サイバー領域での対応）

図表Ⅲ-1-1-4　政府関係機関などのセキュリティ強化

○既存のセキュリティ常時監視の枠組(GSOC: Government Security Operation Coordination team)の増強・発展を図る。
○質・量ともに激しさを増すサイバー攻撃に対応するため、政府機関などのシステムを常時・組織横断的に評価し、システムの脆弱性などを随時是正する仕組みを導入し、サイバー攻撃を受けにくい情報システムの実現を目指す。

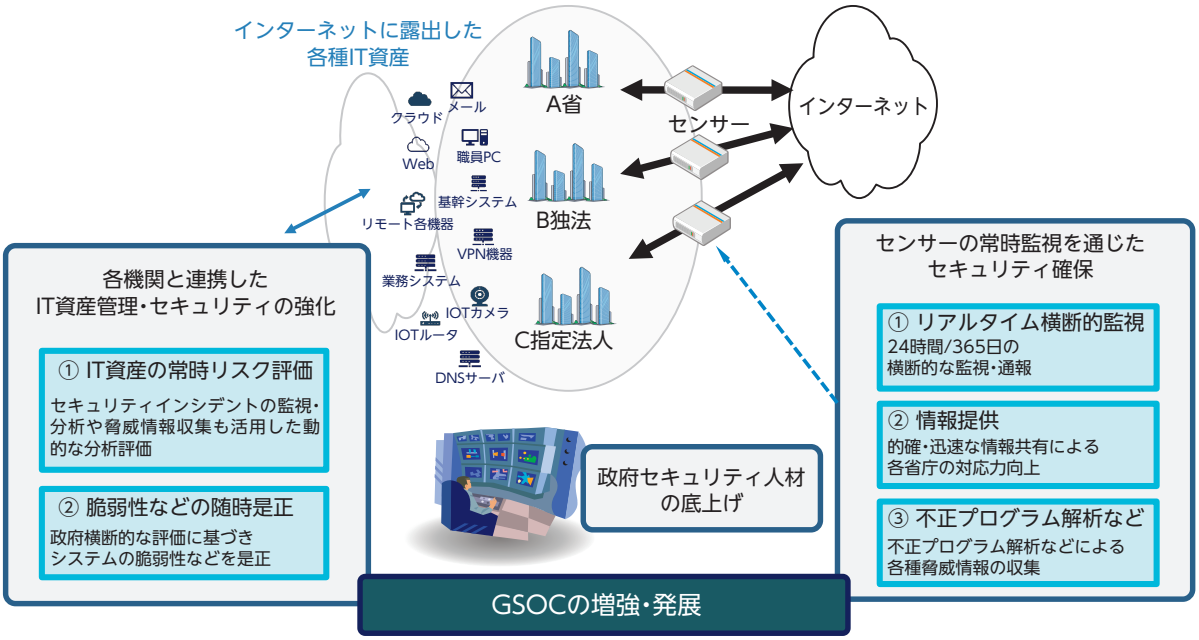

4　わが国と同志国の抑止力の向上などのための国際協力

外務省は、同志国の安全保障上の能力や抑止力強化に貢献することを目的に、政府開発援助(ODA)とは別に、新たな無償による資金協力の枠組みである政府安全保障能力強化支援(OSA: Official Security Assistance)を創設した。政府として、外務省のみならず、防衛省を含む関係省庁で緊密に連携しつつ進めている。

2023年度は、フィリピン、バングラデシュ、マレーシア、フィジーの4か国の軍に対し、海洋安全保障分野の警戒監視能力の向上などに資する機材を供与することを決定した。

参照　図表Ⅲ-1-1-5(2023年度のOSAの実績)

図表Ⅲ-1-1-5　2023年度のOSAの実績

国　名	E/N(注)署名・交換日	供与金額	供与機材	供与先
フィリピン	2023年11月3日	6億円	沿岸監視レーダー	海軍
バングラデシュ	2023年11月15日	5.75億円	警備艇	海軍
マレーシア	2023年12月16日	4億円	救難艇など	国軍
フィジー	2023年12月18日	4億円	警備艇など	海軍

(注) E/Nは、日本政府と相手国政府との間で取り交わす文書(Exchange of Notes)

フィリピンにおけるE/N署名・交換式(2023年11月)【首相官邸HP】